

# 医療法人 栄寿会 を「くるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（通称：「くるみん認定」）企業として、医療法人 栄寿会を令和2年11月13日付けで認定しました。

✿✿ 認定通知書交付式を行いました。



認定マーク  
「くるみん」



写真：令和2年11月26日、認定書交付式にて。福本理事長（左）と日根局長。

取組の概要	
企業名	医療法人 栄寿会
所在地	徳島市
業種	医療・介護
労働者数	316人(男性77人、女性239人)
計画期間	平成28年4月1日～令和2年3月31日
行動計画の目標	<p>【目標①】 産前産後休業や育児休業にかかわる給付や復職後の制度等の相談窓口を設定する。</p> <p>【目標②】 育児休業後の復職がしやすい環境整備するため保育サービス利用時の費用助成制度の周知。</p> <p>【目標③】 男性の育児休業を促すための周知を行う。</p>
目標に対する取組結果	<p>【目標①】 相談窓口を設定し、各職場連絡会又はイントラネットを通じて全職員に周知した。</p> <p>【目標②】 育児に関する助成金制度について、各職場に通知文書の配付又はイントラネットで全職員に周知した。</p> <p>【目標③】 男性の育児休業取得促進について、各職場連絡会又はイントラネットを通じて全職員に周知した。</p>
その他主な認定基準達成状況	<p>○男性の育児休業取得状況(認定基準5) 計画期間において、男性職員のうち育児休業を取得した者の割合が25%である。 (育児休業を取得した男性職員は3人)</p> <p>○女性の育児休業取得状況(認定基準6) 計画期間において、女性職員の育児休業等取得率が100%である。</p> <p>○小学校就学前の子を育てる労働者のための措置(認定基準7) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が利用できる育児短時間勤務、所定外労働の免除、育児に要する経費の援助措置等の制度を講じている。</p> <p>○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(認定基準9) ・所定外労働の削減のための措置 令和2年3月1日よりノー残業デーを毎月第2・第4水曜日とし、職場連絡会、職員掲示板での周知を図ることとした。(令和2年2月3日目標設定済)</p>